

改正 令和3年12月15日 原規総発第2112152号 原子力規制委員会決定

令和3年12月15日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1306193号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の施行の日（令和3年12月15日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【核燃料物質の使用に関する規制】				【核燃料物質の使用に関する規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の5 第2項	核燃料物質の 使用施設等(令 第41条各号 に掲げる核燃 料物質を使用 するものに限 る。)の廃止措 置計画の認可	基準は、第57条の5第 3項において読み替え て準用する第12条の 6第4項及び燃料使用 規則第6条の5に規定 されている。(※2)	※6	第57条の5 第2項	廃止措置計画 の認可	基準は、第57条の5第 3項において読み替え て準用する第12条の 6第4項及び燃料使用 規則第6条の5に規定 されている。(※2)	※6
	核燃料物質の 使用施設等(令 第41条各号 に掲げる核燃 料物質を使用 しないものに 限る。)の廃止	基準は、第57条の5第 3項において読み替え て準用する第12条の 6第4項及び燃料使用 規則第6条の5に規定 されている。 これらの規定について	90日間				

	措置計画の認可	は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(原規規発第2112156号(令和3年12月15日原子力規制委員会決定)。以下「令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準」という。)を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	<u>核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可</u>	<u>基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)</u>	※6	第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	<u>廃止措置計画の変更の認可</u>	<u>同上</u>	※6
	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	料物質を使用しないものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	規則第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。 (※2)	※6	第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。 (※2)	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第4	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	1条各号に掲げる核燃料物質を使用しない <u>ものに限る。</u> の廃止措置計画の認可	規則第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する <u>ものに限る。</u>)の廃止措置計画の変更の認可	<u>基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。</u> <u>(※2)</u>	※6	第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う <u>廃止措置計画</u> の変更の認可	同上	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第4	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	<p>1条各号に掲げる核燃料物質を使用しない<u>ものに限る。</u>)の廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>規則第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>					